

佐賀県選挙管理委員会告示第38号

選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																												
（報酬額） 第2条 選挙長等の受ける報酬額は、1回の選挙又は投票につき、次の表に掲げる額とする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td rowspan="2">1日につき <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>選挙分会長</td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>共通投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>11,300円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1日につき <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>10,900円</u></td></tr> <tr> <td>共通投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>10,900円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>9,600円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td rowspan="2">1日につき <u>8,900円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1日につき <u>10,800円</u>	選挙分会長	投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>	共通投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,300円</u>	開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>	投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>	共通投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600円</u>	開票立会人	1日につき <u>8,900円</u>	選挙立会人	（報酬額） 第2条 選挙長等の受ける報酬額は、1回の選挙又は投票につき、次の表に掲げる額とする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td rowspan="2">1日につき <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>選挙分会長</td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>14,500円</u></td></tr> <tr> <td>共通投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>14,500円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1日につき <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1日につき <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>12,400円</u></td></tr> <tr> <td>共通投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>12,400円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1日につき <u>10,900円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td rowspan="2">1日につき <u>10,100円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td></tr> </table>	区分	報酬の額	選挙長	1日につき <u>12,200円</u>	選挙分会長	投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500円</u>	共通投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500円</u>	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>	開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>	投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400円</u>	共通投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400円</u>	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>	開票立会人	1日につき <u>10,100円</u>	選挙立会人
区分	報酬の額																																												
選挙長	1日につき <u>10,800円</u>																																												
選挙分会長																																													
投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>																																												
共通投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,300円</u>																																												
開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>																																												
投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>																																												
共通投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>																																												
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600円</u>																																												
開票立会人	1日につき <u>8,900円</u>																																												
選挙立会人																																													
区分	報酬の額																																												
選挙長	1日につき <u>12,200円</u>																																												
選挙分会長																																													
投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500円</u>																																												
共通投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>																																												
開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>																																												
投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400円</u>																																												
共通投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400円</u>																																												
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>																																												
開票立会人	1日につき <u>10,100円</u>																																												
選挙立会人																																													

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙又は日本国憲法第95条の規定による投票の公示の日又は告示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、公

示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、
なお従前の例による。